

【機密性 2】

令和 6 年度における山形家庭裁判所の裁判官の配置等

第 1 裁判官の配置、事務分配及び代理順序

1 本庁

(1) 裁判官の配置

判	事	中	平	健
判	事	宮	崎	謙
判	事	佐々木		公
判	事	山	下	真
判	事	島	田	壮一郎
判事補 (特例)		田	屋	茂樹
判事補 (特例)		加賀谷	友	行
判	事	補	長	崎
			壯	汰

(2) 裁判事務の分配

ア 合議体で取り扱うべきものと定められた事件全部

裁判長	判	事	中	平	健
	判	事	宮	崎	謙
	判	事	佐々木		公
	判	事	山	下	真
	判	事	島	田	壮一郎
	判事補 (特例)		田	屋	茂樹
	判事補 (特例)		加賀谷	友	行
	判	事	補	長	崎
				壯	汰

イ 家事調停事件のうち別表第二事件及び家事事件手続法第 277 条事件以外の調停事件の 10 分の 6 並びにその調停事件が係属している場合の関連調停事件

判	事	中	平	健
---	---	---	---	---

ウ イ、オ及びカに掲げる家事事件以外の家事事件、人事訴訟保全事件の3分の2、人事訴訟事件の3分の2並びに少年事件全部

判 事 山 下 真

エ 人事訴訟保全事件の3分の1及び人事訴訟事件の3分の1

判事補（特例） 加賀谷 友 行

オ 家事審判別表第一事件のうち、後見人等の死亡・辞任に係る事件、後見等取消に係る事件、成年被後見人等の居住用不動産の処分に係る事件及び成年被後見人等の特別代理人の選任に係る事件の各3分の1、成年被後見人等の死亡による終了監督・報酬付与等に係る事件全部、不在者の財産の管理及び相続財産の管理に関する事件全部、子の氏の変更事件全部、氏の変更事件全部、名の変更事件全部

判事補（特例） 田 屋 茂 樹

カ 家事審判別表第一事件のうち、成年後見・保佐・補助開始事件の2分の1、専門職後見人等又は専門職後見等監督人にかかる監督事件の4分の3、専門職後見人等又は専門職後見等監督人の申立てにかかる報酬付与申立て事件の4分の3、相続放棄申述事件全部、遺言書検認事件全部

判 事 島 田 壮 一 郎

キ 差戻事件及び再審事件については、原裁判をした裁判官に差し支えがある場合に準じ、後記裁判事務の代理順序に定めるところにより分配する。

ク 執務時間外の令状事件（観護措置事件を含む。）は、全裁判官（中平裁判官及び田屋裁判官を除く。）に分配する。

(3) 裁判事務の代理

(2)で定められた各担当裁判官に差し支えのあるときは、(1)に記載した裁判官の協議によりこれを代理する裁判官を定め、これによることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

2 各支部

(1) 裁判官の配置

ア 新庄支部

(支部長) 判事補 (特例) 海野泰信

イ 米沢支部

(支部長) 判事 原雅基
判事補 (特例) 田屋茂樹

ウ 鶴岡支部

(支部長) 判事 萩原孝基
判事 田岡薰征
判事 伊藤健太郎

(酒田支部から填補)

判事補 (特例) 海野泰信

エ 酒田支部

(支部長) 判事 伊藤健太郎

オ 赤湯出張所

判事補 (特例) 田屋茂樹

(本庁から填補)

カ 長井出張所

判事 原雅基

(米沢支部から填補)

(2) 裁判事務の分配

各支部及び出張所における裁判事務の分配は、各支部及び出張所が定めるところによる。

(3) 裁判事務の代理

各支部における裁判事務の代理は、別紙1のとおり定める。

第2 開廷日割

本庁及び各支部の開廷日割を別紙2のとおり定める。

第3 事件の回付

事件の回付については、当該事件の係属する庁と回付先となるべき庁との協議によって定める。

第4 司法行政事務の代理等

- 1 所長に差し支えがあるときは、宮崎裁判官又は佐々木裁判官がその順序で代理し、宮崎裁判官及び佐々木裁判官に差し支えがあるときは、その際在庁する本庁配置の他の裁判官（未特例判事補を除く。）が、席次に従い代理する。
- 2 新庄支部の支部長に差し支えがあるときは、本庁の宮崎裁判官又は佐々木裁判官がその順序で填補して代理する。
- 3 米沢支部の支部長に差し支えがあるときは、田屋裁判官が代理する。
- 4 鶴岡支部の支部長に差し支えがあるときは、海野裁判官が代理する。
- 5 酒田支部の支部長に差し支えがあるときは、海野裁判官が代理する。

第5 応急措置

以上の定めによって処理し難い事情が生じたときは、所長は、これらの定めにかかわらず、応急の措置を執ることができる。

第6 補則（支部における取扱事務の範囲）

- 1 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務
新庄支部における事務は、本庁において取り扱う。
- 2 裁判官の合議体で取り扱う事件に関する事務
 - (1) 鶴岡支部における次の事務は、本庁において取り扱う。
 - ア 裁判官の除斥・忌避・回避事件
 - イ 少年法第17条の2第3項に規定する観護措置決定及び更新決定に関する異議事件
 - ウ 少年審判規則第24条の3に基づく少年等の収容場所に関する決定に対する準抗告事件

(2) 新庄支部及び米沢支部における事務は、本庁において取り扱う。

(3) 酒田支部における事務は、鶴岡支部において取り扱う。

3 国選付添人選任手続に関する事務

(1) 支部（米沢、鶴岡、酒田）における国選付添人選任手続に関する事務のうち、次の場合における選任手続は、本庁において取り扱う。

ア 休日前に日本司法支援センター山形地方事務所に国選付添人の指名通知の依頼をしたが、同事務所から同日中に指名通知がなかった場合

イ 休日の国選付添人選任手続

(2) 本庁における(1)の事務は、中平裁判官及び田屋裁判官を除く家裁の発令を有する裁判官（引継ぎを受けた事件が合議事件の場合は、未特例判事補を除く。）が填補して処理をする。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年1月23日から施行する。ただし、別紙1について
は、同月22日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

支部名	担当裁判官	代理裁判官
新庄	海野泰信	宮崎謙、佐々木公、島田壮一郎の順(いずれも填補)
米沢	原雅基	田屋茂樹
	田屋茂樹	原雅基
鶴岡	萩原孝基	本庁配置の裁判官(填補)
	伊藤健太郎	
	海野泰信	
単独	萩原孝基	海野泰信、伊藤健太郎、山下真(填補)の順
	海野泰信	萩原孝基、伊藤健太郎、山下真(填補)の順
酒田	伊藤健太郎	海野泰信、萩原孝基の順(両名填補)
赤湯	田屋茂樹	原雅基(填補)
長井	原雅基	田屋茂樹(填補)

※担当裁判官欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれの右欄の代理裁判官欄に掲げる裁判官が代理し、代理裁判官欄に掲げる裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

※鶴岡支部の合議事件における代理裁判官は、所長が指名する。

別紙2

序名	区分		月	火	水	木	金
本庁	家事事件		○	○	○	○	○
	人事訴訟 事件	合議		○			
		単独	○			○	○
	少年事件	合議			○	○	
		単独	○	○	○	○	○
新庄	全事件		随時				
米沢	全事件		随時				
鶴岡	全事件		随時				
酒田	全事件		随時				
赤湯	全事件		随時(原則として第2及び第4木曜日)				
長井	全事件		随時(原則として第2及び第4水曜日)				

※ 上記の○は開廷日を表す。